

小型除雪車
(1.0m 30kW 級)

仕 様 書

令和 7 年 度
広島 県
西部建設事務所
廿日市支所

小型除雪車 (1.0m 30kW級) 仕様書

概 要

この仕様書は、小形除雪車（1.0m 30kW級）に適用するもので、納入車は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和26年第67号（以降の改正分を含む）「道路運送車輛の保安基準」に適合するものでなければならない。また、国内排ガス規制は平成26年規制に適合したものであるとする。

ここに明記されていない箇所については、契約担当職員（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

1 性 能

- | | |
|--|-------------|
| (1) 最大除雪量 (JIS D 6509最大除雪量試験) | 200 t 以上 |
| (2) 投雪距離 | 0～12 m 以上 |
| (3) 最大除雪幅 | 1,000 mm 以上 |
| (4) 最大除雪高 | 800 mm 以上 |
| (5) 走行速度 (前後進とも) | 15 km/h 以下 |
| (6) 騒音レベル (オペレータ耳もと、無負荷、車両
停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて) | 85 dB(A) 以下 |

2 主 要 諸 元

- | | |
|--|-------------|
| (1) 全 長 (走行姿勢) | 4,700 mm 以下 |
| (2) 全 幅 (除雪装置含む) | 1,000 mm 以下 |
| (3) 全 高 (黄色灯火上端まで) | 2,000 mm 以下 |
| (4) 最低地上高 (フロントアクスル、デフケース下端まで) | 150 mm 以上 |
| (5) 車輛総質量 (重量) | 2,500 kg 以下 |
| なお、「7 付属装置及び付属品 7 - 7 車両総質量に含
まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。 | |
| (6) 最小回転半径 (最外側車輪中心) | 4.0 m 以下 |
| (7) 乗 車 定 員 | 1 人 |

3 車 体

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| (1) 機 関 | |
| 型 式 | 水冷、ディーゼル機関 (平成26年規制排出ガス対策型) |
| 定格出力 | 30 kW 以上 |
| (2) 駆動方式 | |
| 型 式 | 総輪駆動式 |
| (3) タイヤ | |
| 型 式 | 前後輪ともスノータイヤまたはスタッドレスタイヤ |
| (4) 懸架装置 | 後車軸または前車軸に懸架装置を有する |
| (5) 制動装置 | 主ブレーキ及び駐車ブレーキ (主ブレーキ併用可) を有する |
| (6) かじ取装置 | |
| 型 式 | 油圧式車体屈折式 |
| (7) 運転室 | |
| 構 造 | 密閉形 |
| ハンドル位置 | 左ハンドル |

窓	前面 熱線入り合わせガラス冬用ワイパーブレード 側面 強化ガラス 後面 熱線入り合わせガラス
扉	両側 各 1 枚
(8) その他	走行手動レバー装置

4 作業装置

(1) 形式	ツーステージ形、ロータリ除雪機
(2) 構成	オーガ、ブロワ、中折式シュート
(3) 能力	
シュート旋回角度	250 度 以上
シュート高さ	1,900 mm 以上
ロータリ昇降範囲	地下 50 ～地上 300 mm 以上
チルト角度	左右各 5 度 以上
そり	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有する
安全装置	除雪装置に過大な負荷や衝撃が生じた場合、シャープピンの切断等により除雪装置の破損を防止する安全装置をオーガ系、ブロワ系に各々設ける
その他	シュート系統、装置チルト、昇降装置は油圧作動とする

5 計器類

(1) 運行記録計	1 (一式)
(2) 機関回転計	1 (一式)
(3) 燃料計	1 (一式)
(4) アワーメーター	1 (一式)
(5) 機関油圧計又は機関油圧警告灯	1 (一式)
(6) 水温計	1 (一式)
(7) 充電警告灯	1 (一式)
(8) 油圧計又は油圧警告灯 (走行用油圧回路補給用)	1 (一式)

6 照明装置

(1) 前照灯	1 (一式)
(2) 車幅灯	1 (一式)
(3) 方向指示器兼非常点滅表示灯 (前面、側面、後面)	1 (一式)
(4) 尾灯及び制動灯 (尾灯・制動灯兼務可)	1 (一式)
(5) 後退灯	1 (一式)
(6) 室内灯	1 (一式)
(7) 計器灯	1 (一式)
(8) 黄色灯火	1 (一式)
(9) 作業灯 (前方、後方、シュート部)	各 1 灯

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総質量に含むもの

(1) バックブザー (後方 1 mにおいて 80dB(A) 以上)	1 (一式)
(2) カーヒーター	1 (一式)
(3) ウィンドウッシャ (前面、電動式)	1 (一式)
(4) バックミラー	2個

(5) アンダーミラー(後部)	1 (一式)
(6) ルームミラー	1個
(7) 警音器	1 (一式)
(8) 床マット	1 (一式)
(9) シートベルト	1 (一式)
(10) バッテリースイッチ	1 (一式)
(11) 標識板 (300mm×500mm程度、車体後部取り付け)	1 (一式)
(12) 雪切板	1 (一式)
(13) ステップランプ	1 (一式)
(14) 油圧式チップバック	1 (一式)
(15) シガーソケット	1個以上
(16) 各作業灯単独スイッチ	1 (一式)
(17) ドライブレコーダ	1 (一式)
(18) 非常信号用具 (発煙筒、赤旗)	各 1 本
(19) 消火器	1 本

7-2 車両総質量に含まないもの

(1) 予備シャーピン (全種類、各10本程度)	1 (一式)
(2) 標準付属工具	1 (一式)
(3) 取扱説明書	1 部
(4) 部品表	1 部
(5) 履歴簿	1 部
(6) タイヤチェーン(全輪)	1 (一式)

8 塗 装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10 保 証

納入後 1 箇年以内に、設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が 1 箇年以上にわたる場合には、それを適用する。

特に重大な故障が発生した時は、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ乙に無償修理を行わせることがある。

11 その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は、新品でなければならない。

11-2 灯火の取り付け方法の指定

黄色灯火の取り付け方法は、次のとおりとする。

灯火の規格、取り付け位置については「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分含む））」に準じるものとする。

黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取り付け部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり車両登録、基準緩和の申請および道路維持作業車の申請・届出については乙が行なうものとする。またこれらにかかる費用は乙の負担とする。ただしこれにより難しい場合は甲の指示を受けるものとする。

11-5 承諾仕様書及び図面の作成

乙は製作にあたり仕様書及び図面（一般図程度）により打合せを行い、甲の承諾を受けるものとする。

11-6 その他

- ア 納入時に標識交付証明証、自動車損害賠償責任保険証の写しを提出すること。
- イ 本仕様書に記載されていない事項であっても、乙は責任を持って最良の方法で施工することとし、各項目の詳細にあっては別途協議すること。
- ウ 天災や社会情勢の変化等、乙の責めに帰することができない理由により納入期限までに納入することができないときは、必要に応じ、甲と乙が協議するものとする。

12 納入場所

下記を納入場所とするが、納入時期に応じて納入場所を別途指定する。

名称 広島県西部建設事務所廿日市支所 スノーステーション

住所 広島県廿日市市宮内字城ヶ谷732-19

13 納期

令和8年3月31日までとする。